

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	千歳市

千歳市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担 当 部 署 名 千歳市産業振興部農業振興課
所 在 地 千歳市東雲町 2 丁目 34 番地
電 話 番 号 0123-24-0037
F A X 番 号 0123-22-8851
メールアドレス nogyoshinko@city.chitose.lg.jp

1．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、アライグマ、キツネ、 鳥類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	北海道千歳市

2．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積	被害金額
ヒグマ	農業被害、生活環境被害	局地的な小被害（食害）	
エゾシカ	大豆	5.100ha	1,974千円
	小豆	1.210ha	643千円
	てん菜	4.300ha	3,148千円
	牧草	5.000ha	1,120千円
	スイートコーン	3.700ha	3,833千円
	小麦	2.200ha	697千円
	かぼちゃ	0.005ha	6千円
	デントコーン	6.000ha	3,030千円
	花き	0.100ha	200千円
	いちご	0.030ha	359千円
	にんじん	0.110ha	306千円
	ばれいしょ	0.800ha	2,652千円
	えだまめ	0.080ha	158千円
	水稻	0.800ha	952千円
	飼料	1 t	7千円
	小計	29.435ha	19,085 千円
アライグマ	スイートコーン	1.204ha	1,247千円
	いちご	0.110ha	1,315千円
	デントコーン	1.6ha	808千円
	かぼちゃ	0.3ha	378千円
	飼料	1 t	9千円
	小計	3.214ha	3,757 千円
キツネ	スイートコーン	0.921ha	954千円
	デントコーン	0.100ha	51千円
	牧草ロール	30本	90千円
	飼料	1 t	9千円
	子牛	2 頭	96千円
	小計	1.021ha	1,200 千円

鳥類	スイートコーン	0.100ha	104千円
	デントコーン	0.300ha	152千円
	てん菜	0.400ha	293千円
	いちご	0.001ha	12千円
	レタス	0.200ha	794千円
	キャベツ	0.500ha	1,668千円
	牧草ロール	15本	45千円
	飼料	1 t	9千円
	仔牛	2 頭	96千円
	小計	1.501ha	3,173 千円
合計		35.17ha	27,215 千円

(2) 被害の傾向

ヒグマ	冬眠明けの4月から11月上旬頃まで農村地域及び森林地域を中心に目撃情報が寄せられている。市街地や道路周辺での出没もみられ、人的被害の発生が懸念される。
エゾシカ	農村地域において農作物のは種期から収穫期までの長期にわたり農地に出没し、農作物全般に渡る食害・踏み荒らし(農作物・樹皮等)の被害がある。この他、支笏湖地域における樹木への食害や市街地でのフン被害も目立っている。また、車両事故の原因になっており、安全確保対策も求められている。
アライグマ	令和4年度は570頭、平成5年度は701頭、令和6年度は518頭を捕獲しているが、依然として広範囲に生息している。スイートコーンなどの農作物や家畜飼料等が食害を受けている。
キツネ	農村地域において、スイートコーン、家畜等が食害を受けており、増加傾向にある。
鳥 類	農村地域において、農作物の播種期から生育期にかけて、掘り起こしや食害等の被害がある。また、牛舎や倉庫内でフン被害があるため、環境衛生面の被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和6年度)	目標値(令和9年度)
ヒグマ	農業被害は局地的な小被害、人身事故ゼロ	人身事故ゼロを目標とする
エゾシカ	被害面積 29.435ha 被害金額 19,085千円	現状の被害報告に対して、10%減
アライグマ	被害面積 3.214ha 被害金額 3,757千円	現状の被害報告に対して、10%減
キツネ	被害面積 1.021ha 被害金額 1,200千円	現状の被害報告に対して、10%減
鳥類	被害面積 1.501ha 被害金額 3,173千円	現状の被害報告に対して、10%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【ヒグマ（銃器・箱ワナ）】 北海道猟友会千歳支部の会員の中から市の委嘱により千歳市クマ防除隊を結成し、銃器及び箱わな等による被害防止対策を実施。 （委嘱隊員数20名以内(猟友会)）	【ヒグマ】 ・ハンターの減少と高齢化。 ・北海道猟友会千歳支部に要請しているが、他に職業を兼職している隊員も混在しているため、出動時期の調整が必要。
	【エゾシカ・キツネ・鳥類(銃器)】 道央農業協同組合がハンターに要請し、有害鳥獣駆除事業を実施しており出役費の1 / 2を市が助成。 特にエゾシカについては、石狩森林管理署、自然公園財団などの森林地域関係機関及び警察、道路管理者などと協議の上、森林地域において毎年6回程度の個体管理を実施。また、鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、エゾシカ捕獲を毎年12回程度実施。	【エゾシカ・キツネ・鳥類】 ・被害・出動要請の増加に伴う出役費の確保。 ・相当数を捕獲しているが、被害の減少が未進展。 ・捕獲頭数の増加に伴う経費負担の確保
	【アライグマ（箱ワナの設置）】 平成26年度に「千歳市アライグマ・カニクイアライグマ防除実施計画」を策定。（令和3年4月更新） アライグマ駆除専任の職員を任用し、箱ワナの貸し出しや捕獲個体の駆除を通年実施。	【アライグマ】 ・被害・出動要請の増加に伴う出役費の確保。 ・相当数を捕獲しているが、被害の減少が未進展。 ・捕獲頭数の増加に伴う経費負担の確保。
防護柵の設置等に関する取組	有害鳥獣による農業被害の未然防止を図るための施設設置（電気柵等）に係る費用の1 / 2（1農業者上限40万円）を市が助成。 R4年度 実績 7件 R5年度 実績 10件 R6年度 実績 14件	電気柵等の防護柵の整備は、一部で設置されているが、広範囲にわたる整備が必要なことから、費用が高むことや管理労務が増加する等が課題。 道路の周辺、山林については、対策が未実施。
生息環境管理その他の取組		

(5) 今後の取組方針

(ヒグマ)

市は、繰り返し出没する個体や人身事故の恐れのある個体について箱わなを設置するほか、忌避音発生装置の導入などの事故防止のための対応を行う。また、市及び関係機関は、住民への注意喚起及び農作物残滓や生ゴミ等の処理等の啓発を行う。

(エゾシカ)

市は、農業被害防止のため道央農業協同組合への助成を継続し、忌避音発生装置を導入するほか、支笏湖周辺の国有林内等におけるエゾシカの個体数管理として捕獲を行う。

(キツネ)

市は、引続き道央農業協同組合への助成を行う。

(アライグマ)

市は、捕獲人員の確保や捕獲機材の導入など体制強化に努め、捕獲数の増加を図る。

(鳥 類)

市は、引続き道央農業協同組合への助成を行う。

3 . 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害防止のための合議体組織（連絡調整、対策の方針検討など）として千歳市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、情報交換・連携により効果的な捕獲等を行う。このほか農業地域におけるエゾシカ・キツネ・鳥類等の有害鳥獣駆除については、道央農業協同組合が依頼するハンターが実施し、アライグマについては市職員が実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ヒグマ エゾシカ アライグマ キツネ 鳥類	・銃猟免許取得の促進 ・わな狩猟免許取得の促進 ・新たな担い手の育成の検討 ・捕獲用くくりワナの導入の検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方		
令和 2 年度～令和 6 年度の 5 年間における捕獲数のうち、最大数と最小数を除いた、3 年分の平均値を用いて、捕獲計画数を算定している。		

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
ヒグマ	出没個体状況に応じて決定する。		
エゾシカ	300	300	300
アライグマ	外来生物法の対象動物であることから、通年で捕獲に取り組み、可能な限り捕獲する。		
キツネ	65	65	65
鳥 類	3,400	3,400	3,400

捕獲等の取組内容
捕獲予定場所は千歳市一円とし、原則、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 1 項第 7 項の場所を除く。 捕獲の実施予定時期は 1 年を通して行うこととし、捕獲手段は銃器及びわな等により実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
例年 4 ～ 10 月に千歳市東部の農村地域で、11 月～翌年 3 月に千歳市の支笏湖地域でエゾシカの捕獲を実施している。実施地域は全域にヒグマが生息しており、わなを用いた捕獲ではヒグマを誘因してしまう可能性があることから、捕獲と回収を迅速に実施できるよう銃器を用いている。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	アライグマ、キツネ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト

4 . 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
エゾシカ	被害状況の把握、先進地域の情報収集とその情報提供及び整備事業の検討。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
該当なし	-	-	-

5 . 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	エゾシカ ヒグマ	忌避音発生装置の導入

6 . 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
千歳警察署	ヒグマの出没に対する人身事故の防止、安全確保対策や付近のパトロールの実施、必要な交通の遮断、その他、住民への注意喚起など
千歳市クマ防除隊	ヒグマの動向等の搜索・確認、状況に応じた捕獲及び追払い、エゾシカの個体調整など
千歳市	ヒグマ出没に対する千歳市クマ防除隊と連携した搜索及びパトロール、関係機関への連絡、警察との連携による安全確保対策、付近のパトロール、必要な交通の遮断、その他、住民への注意喚起の実施など

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり（千歳市ヒグマ目撃情報連絡系統図）

7 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体又は残滓は、関係法令を遵守し、埋設又は焼却処分する。なお、捕獲したエゾシカを有効活用する場合は、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した処理を行い、食肉の衛生や安全性に配慮した処理を実施する。 ヒグマについては、必要に応じて検体を研究機関に提供する。
--

8．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9．被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	千歳市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
千歳市	協議会事務局運営、協議会構成団体と連絡調整、鳥獣保護法に基づく捕獲許可申請事務、有害鳥獣対策の実施、地域住民への啓発活動など
北海道猟友会千歳支部	対象鳥獣の捕獲活動など被害防止活動の実施及び情報提供、有害鳥獣対策の実施協力など
石狩農業改良普及センター	農業被害に係る情報提供など
石狩森林管理署	国有林内の被害に係る情報提供及びエゾシカ個体調整時の支援・協力など
道央農業協同組合	被害状況の情報収集・把握、有害鳥獣対策の実施、出没の情報提供等
千歳市駒里農業協同組合	被害状況の情報収集・把握、出没の情報提供等
千歳市森林組合	被害状況の情報収集・把握、出没の情報提供等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石狩振興局農務課	鳥獣被害防止計画の策定指導、鳥獣被害総合対策事業の指導
石狩振興局環境生活課	鳥獣捕獲対策の窓口（捕獲許可等）
千歳警察署	交通事故対応、ヒグマ等出没時の対応、情報の提供及び共有

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

千歳市鳥獣被害対策実施隊設置要綱により平成26年4月に設置。被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等のほか、各鳥獣被害防止対策を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接市等との情報交換を行うことにより、対象鳥獣の生息や行動状況の把握など情報を共有できる体制を構築する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

千歳市鳥獣被害防止対策協議会において被害状況等の情報を共有し、被害防止のための合意形成を図り、関係機関等が実施する有害鳥獣捕獲の推進を図る。

千歳市ヒグマ目撃情報連絡系統図

